

電気自動車等の点検・整備業務に係わる特別教育
(労働安全衛生 低圧電気取扱い特別教育)

電気自動車等の高電圧回路に関わる点検・整備を行う者には労働安全衛生法第 59 条並びに労働安全衛生規則第 36 条により「低圧電気取扱いについての特別教育」の受講が義務付けられています。

つきましては、下記日程で講習を計画しますので、受講希望者は申込書に必要事項をご記入の上、お申込ください。(FAX可)

なお、この講習の修了時に山口県自動車整備商工組合名で、特別教育受講修了証を授与いたします。

記

開催日 令和3年11月25日(木)
9:00~17:00

実施要領

講習内容(学科・実技)
低圧の電気に関する基礎知識
低圧の電気装置に関する基礎知識
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
自動車の整備作業の方法
関係法令
確認テスト

研修場所 山口県自動車整備研修センター(山口市宝町604番地)
対象 会員事業場に勤務する18歳以上の方
募集人員 25名
費用 県内会員事業場 5,000円(税込み)
県内会員外事業場 7,000円(税込み)
申込み方法 次頁 受講申込書によりお申込ください(FAX可)
締め切り 11月12日(金)

(お問い合わせ先) 自動車整備研修センター 野上・玉重・沖田

TEL083-928-8282 FAX083-924-8001

電気自動車等の点検・整備業務に係わる特別教育 受講申込書	
認証番号 (Y -) 事業場名称 連絡先 (TEL) (FAX)	
(フリガナ) 受講希望者氏名	()
生年月日	S ・ H 年 月 日

複数受講申込みの場合は、申込書用紙をコピーし、ご使用下さい。
 希望者が少数の場合は、中止することがあります。中止の場合は、締め切り後にご連絡致しません。

申込先： F A X 0 8 3 - 9 2 4 - 8 0 0 1

 以下は、記載しないこと

電気自動車等の点検・整備業務に係わる特別教育 受講案内			
受講日	令和3年 11月 25日(木)		
講習時間	9:00 ~ 17:00 (受付 8:30 ~)		
講習内容	低圧の電気に関する基礎知識 低圧の電気装置に関する基礎知識 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 自動車の整備作業の方法 関係法令 確認テスト		
場 所	自動車整備研修センター (山口市宝町 604 番地)		
受付日		変更 受付日	

持参品等

筆記用具

作業服・安全靴・作業帽子・マスクを必ずご持参ください。

- 受講料 県内会員事業場 5,000円 (資料代含む)
- 県内会員外事業場 7,000円 (資料代含む)